



税理士 山本 善通 氏

Question

補助金返還

当組合は、中央会より補助事業として助成金を受け資産を購入しました。助成金が消費税を含めて受けていたので、組合の消費税の確定申告において当該資産に係る消費税を控除対象仕入れ税額として算入した場合、当該部分を返還しなければならないと言われました。この制度の概要を教えてください。

Answer

【概要】

自治体等（中央会を含みます）から、交付を受けた補助金等について、当該補助金等が消費税を含めて対象としている場合において、事業者が補助事業に掛かった経費を控除対象仕入れ税額に算入して消費税の確定申告をしたときは、重複して助成金等の交付を受けた事になり返還の義務が生じることとなります。

【制度の考え方】

例えば、法人（全額控除方式の場合）が110万円の備品を「自己資金で購入した場合」と「補助金で購入した場合」とでは、次のような差が生じることとなります。

【例1】自己財源（売上による収入）で備品を購入した場合

収益収入	売上（課税売上）1100万円 （仮受消費税100万円）		社会保険収入（非課税売上） 100万円（仮受消費税0）
費用支出	商品購入（課税仕入） 550万円 （仮払消費税55万円）	備品購入（課税仕入） 110万円 （仮払消費税10万円）	人件費（不課税仕入） 50万円（仮払消費税0）
消費税申告額=100万円-65万円（55万円+10万円）=35万円			

【例2】補助金で備品（補助対象）を購入した場合

収益収入	売上（課税売上） 1100万円 （仮受消費税100万円）	社会保険収入（非課税売上） 100万円 （仮受消費税0円）	補助金収入（不課税取引） 110万円 （仮受消費税0円）
費用支出	商品購入（課税仕入） 550万円 （仮払消費税55万円）	備品購入（課税仕入） 110万円 （仮払消費税10万円）	人件費（不課税仕入） 5万円（仮払消費税0）
消費税申告額=100万円-65円（55万円+10万円）=35万円			

（例1）と（例2）では、申告額に差が生じていませんが、補助金を交付する側に立てば「補助金の交付」に加え、「消費税の還付」を行う事になるため当該仕入れ税額控除した額（10万円）の分だけ「二重の交付」になる問題が生じ、この二重の交付を解消するため「控除対象仕入れ税額のうち補助金に係る部分について返還が必要になります。

【留意点】

- ①消費税法第60条第4項5項の規定により、消費税別表第3に掲げる法人
 1. 公益法人 2. 商工組合（非出資）、商工組合連合会（非出資）、人格のない社団等については、国庫補助金に係る収入（特定収入という）にかかる課税仕入れ税額は、特定収入割合が5%を超える場合、全額を控除対象仕入れ税額に入れることはできず、仕入れ税額控除は、一定の調整計算をし、算出することとなります。したがって、消費税分の返還の必要性はありません。
- ②免税事業者及び簡易課税事業者は返還額の発生はありません。
- ③上記以外でも、返還の必要がない場合もあります。当該助成金の補助要綱を確認して下さい。いずれの場合も補助者に対して報告は必要ですので併せて留意して下さい。